

香美町子ども・子育て会議の概要

1. 趣旨

子ども・子育て支援法第72条第1項において、市町村は、条例で定めるところにより、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定などの事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を設置することが求められています。

本町においては、平成25年6月に「香美町子ども・子育て会議設置条例」を制定し、香美町の附属機関として「香美町子ども・子育て会議」を設置し、定例的に会議を開催しています。

2. 「香美町子ども・子育て会議設置条例」について

「資料2」参照

3. 委員について

子ども・子育て支援に関し学識経験のある方、教育・保育関係者、子育て当事者、各種団体からの推薦者、公募を行うなど、幅広い分野から委員にご就任いただいています。

4. 調査・審議事項について【子ども・子育て支援法第72条第1項(抜粋)】

- (1) 特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）の利用定員の設定に関する事
- (2) 特定地域型保育事業（小規模保育等）の利用定員の設定に関する事
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関する事
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関する事

5. 子ども・子育て支援事業計画

- (1) 市町村は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、国の基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などの業務の円滑な実施に関する「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定める必要があります。
- (2) 「香美町子ども・子育て支援事業計画」については、単に基本指針で示されている給付・事業の量の見込みや確保方策を記載するだけでなく、本計画を策定、実施していく上での基本的な理念や考え方、子どもとその家庭の状況と課題、計画の推進体制とPDCA（Plan「計画」→ Do「実行」→ Check「評価」→ Act「改善」）方法、他の計画や会議との連携など、総合的な推進計画となります。

香美町子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 7 2 条第 1 項の規定に基づき、香美町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第 7 2 条第 1 項各号に掲げる事項に関すること。
- (2) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関すること。
- (3) 前 2 号に規定するもののほか、子ども・子育て会議が必要と認める事項

2 子ども・子育て会議は、前項各号に規定する事項に関し、自ら調査審議して町長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は委員 2 0 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関する学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
- (4) 公募に応じた者
- (5) その他子ども・子育て会議の運営上、町長が必要と認める者

3 前項第 4 号に掲げる委員は、町内に住所を有する者から選出する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から 2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、第 3 条に規定する委員のほか、会議の運営上必要な者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(その他)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

□令和6年度事業計画の実施状況について

1. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

1号：3歳以上の教育を希望する児童（保育の必要性のない世帯）

2号（学校教育の利用希望）：3歳以上の教育を希望する児童（保育の必要性のある世帯）

2号（その他）：3歳以上の保育を希望する児童（保育の必要性のある世帯）

3号：3歳未満の保育を希望する児童（保育の必要性のある世帯）

《年度別計画 香美町全体》

（単位：人）

（単位：人）

年度				令和6年度（計画数値）					令和6年度（実績数値）				
区分				1号	2号		3号	計	1号	2号		3号	計
					学校教育 利用希望	その他				学校教育 利用希望	その他		
量の 見込み	自市町子ども（①）			16	69	128	125	338	10	70	146	131	357
	（他市町子ども）（②）			0	0	2	2	4	2	1	2	3	8
確保 方策	特定 教育・ 保育 施設	自市町 の子ども	認定 こども園	2	0	23	9	34	0	0	28	8	36
			保育所		0	105	116	221		0	118	123	241
			幼稚園	14	0			14	10	0			10
			小計	16	0	128	125	269	10	0	146	131	287
	（他市町 の子ども）	認定 こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		保育所		0	2	2	4			0	2	3	5
		幼稚園	0	0			0	0	2	0			2
		小計	0	0	2	2	4		2	0	2	3	7
	その他	自市町 の子ども	幼稚園預かり保育	0	69	0	0	69	0	70	0	0	70
		（他市町 の子ども）	幼稚園預かり保育	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	自市町子ども計（③）			16	69	128	125	338	10	70	146	131	357
	（他市町子ども計）（④）			0	0	2	2	4	2	1	2	3	8
差引	自市町子ども（③－①）			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	（他市町子ども）（④－②）			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

《年度別計画 香住区》

(単位：人)

年度			令和6年度（計画数値）				
区分			1号	2号		3号	計
				学校教育 利用希望の	その他		
量の 見込み	自市町の子ども (①)		12	56	83	96	247
	(他市町の子ども) (②)		0	0	1	1	2
確保 方策	特定 教育・ 保育施設	自市町 の子ども	認定こども園	0	0	0	0
			保育所	/	0	83	96
			幼稚園	12	0	/	12
			小計	12	0	83	96
	(他市町 の子ども)		認定こども園	0	0	0	0
			保育所	/	0	1	2
			幼稚園	0	0	/	0
			小計	0	0	1	2
	その他	自市町 の子ども	幼稚園預かり保育	0	56	0	56
		(他市町 の子ども)	幼稚園預かり保育	0	0	0	0
	自市町の子ども計 (③)		12	56	83	96	247
	(他市町の子ども計) (④)		0	0	1	1	2
差引	自市町の子ども (③-①)		0	0	0	0	0
	(他市町の子ども) (④-②)		0	0	0	0	0

(単位：人)

令和6年度（実績数値）				
1号	2号		3号	計
	学校教育 利用希望の	その他		
7	57	95	99	258
2	1	1	3	7
0	0	0	0	0
/	0	95	99	194
7	0	/	/	7
7	0	95	99	201
0	0	0	0	0
/	0	1	3	4
2	0	/	/	2
2	0	1	3	6
0	57	0	0	57
0	1	0	0	1
7	57	95	99	258
2	1	1	3	7
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0

《年度別計画 村岡区・小代区》

(単位：人)

年度			令和6年度（計画数値）				
区分			1号	2号		3号	計
				学校教育 利用希望の	その他		
量の 見込み	自市町の子ども (①)		4	13	45	29	91
	(他市町の子ども) (②)		0	0	1	1	2
確保 方策	特定 教育・ 保育施設	自市町 の子ども	認定こども園	2	0	23	9
			保育所	/	0	22	20
			幼稚園	2	0	/	2
			小計	4	0	45	29
	(他市町 の子ども)		認定こども園	0	0	0	0
			保育所	/	0	1	2
			幼稚園	0	0	/	0
			小計	0	0	1	2
	その他	自市町 の子ども	幼稚園預かり保育	0	13	0	13
		(他市町 の子ども)	幼稚園預かり保育	0	0	0	0
	自市町の子ども計 (③)		4	13	45	29	91
	(他市町の子ども計) (④)		0	0	1	1	2
差引	自市町の子ども (③-①)		0	0	0	0	0
	(他市町の子ども) (④-②)		0	0	0	0	0

(単位：人)

令和6年度（実績数値）				
1号	2号		3号	計
	学校教育 利用希望の	その他		
3	13	51	32	99
0	0	1	0	1
0	0	28	8	36
/	0	23	24	47
3	0	/	/	3
3	0	51	32	86
0	0	0	0	0
/	0	1	0	1
0	0	/	/	0
0	0	1	0	1
0	13	0	0	13
0	0	0	0	0
3	13	51	32	99
0	0	1	0	1
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

(1) 地域子育て支援拠点事業

年度		令和6年度(計画数値)
量の見込み		6,763 人日
	うち香住区	4,140 人日
	うち村岡区・小代区	2,623 人日
確保方策	箇所数	3 か所
	うち香住区	1 か所
	うち村岡区・小代区	2 か所
	具体的な考え方	町が定める区域ごとに確保 (現在の3センターで確保する)

令和6年度(実績数値)	
5,055 人日	
1,590 人日	
3,415 人日	
3 か所	
1 か所	
2 か所	
町が定める区域ごとに確保 (現在の3センターで確保する)	

令和6年度実施施設名

- ①香住子育て・子育て支援センター
- ②高井子育て・子育て支援センター
- ③小代子育て・子育て支援センター

(2) 利用者支援事業

年度		令和6年度(計画数値)
量の見込み		4 か所
	うち香住区	2 か所
	うち村岡区・小代区	2 か所
確保方策	母子保健型	1 か所
	うち香住区	1 か所
	うち村岡区・小代区	0 か所
	その他	3 か所
	うち香住区	1 か所
	うち村岡区・小代区	2 か所
	具体的な考え方	母子保健型として「子育て世代包括支援センター」を設置 その他は行政窓口で確保(現在の3庁舎で対応する)

令和6年度(実績数値)	
4 か所	
2 か所	
2 か所	
1 か所	
1 か所	
0 か所	
3 か所	
1 か所	
2 か所	
母子保健型として「子育て世代包括支援センター」を設置 その他は行政窓口で確保(現在の3庁舎で対応する)	

(3) 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

年度		令和6年度(計画数値)	令和6年度(実績数値)
量の見込み	①1号認定による利用	0 人日	0 人日
	うち香住区	0 人日	0 人日
	うち村岡区・小代区	0 人日	0 人日
	②2号認定による利用	7,024 人日	6,688 人日
	うち香住区	7,024 人日	6,688 人日
	うち村岡区・小代区	0 人日	0 人日
確保方策	一時預かり事業（幼稚園型）	7,024 人日	6,688 人日
	具体策	実施園数	1 園
		うち香住区	1 園
		うち村岡区・小代区	0 園
	具体的な考え方		香住幼稚園において実施
			香住幼稚園において実施

令和6年度実施幼稚園名（人数）

①香住(42)

(4) 一時預かり事業（幼稚園在園児以外の一時預かり）

年度		令和6年度(計画数値)	令和6年度(実績数値)
量の見込み		11 人日	25 人日
	うち香住区	8 人日	20 人日
	うち村岡区・小代区	3 人日	6 人日
確保方策	一時預かり事業（幼稚園型を除く）	11 人日	25 人日
	具体策	保育所	4 か所
		うち香住区	3 か所
		うち村岡区・小代区	1 か所
		認定こども園	1 か所
		うち香住区	0 か所
		うち村岡区・小代区	1 か所
	具体的な考え方		保育所、認定こども園が実施する一時預かり事業において確保する
			保育所、認定こども園が実施する一時預かり事業において確保する

令和6年度実施施設名（人数）

①柴山(7) ②みなと(1) ③青葉(12)

①宝樹(6)

①小代(0)

(5) 子育て短期支援事業

年度		令和6年度(計画数値)	令和6年度(実績数値)
量の見込み		1 人	2 人
確保方策	実施体制	2 人	2 人
	実施機関	香美町	香美町
	委託団体等	児童養護施設に委託	児童養護施設に委託

(6) 病児保育事業

年度			令和6年度(計画数値)		令和6年度(実績数値)	
	量の見込み		70	人日	55	人日
	うち香住区		65	人日	55	人日
	うち村岡区・小代区		5	人日	0	人日
確保方策	病児保育事業		70	人日	55	人日
	具体策	病児対応型	1	か所	1	か所
			2	総定員	2	総定員
		うち香住区	1	か所	1	か所
			2	総定員	2	総定員
		うち村岡区・小代区	0	か所	0	か所
			0	総定員	0	総定員
		体調不良児対応型	2	か所	2	か所
			4	総定員	4	総定員
		うち香住区	2	か所	2	か所
			4	総定員	4	総定員
		うち村岡区・小代区	0	か所	0	か所
			0	総定員	0	総定員
	具体的な考え方		病児対応型を香住区内で実施 体調不良児対応型を民間保育所で実施		病児対応型を香住区内で実施 体調不良児対応型を民間保育所で実施	

令和6年度実施施設名(人数)

①病児保育室(14)

令和6年度実施施設名(人数)

①みなの(28) ②青葉(13)

(7) 時間外(延長)保育事業

年度			令和6年度(計画数値)		令和6年度(実績数値)		
確保方策	量の見込み		24	人	17	人	
	うち香住区		18	人	13	人	
	うち村岡区・小代区		6	人	4	人	
	時間外(延長)保育事業		24	人	17	人	
	具体策	保育所	4	か所	4	か所	
			うち香住区	3	か所	3	か所
			うち村岡区・小代区	1	か所	1	か所
		認定こども園	1	か所	1	か所	
			うち香住区	0	か所	0	か所
			うち村岡区・小代区	1	か所	1	か所
具体的な考え方		保育所、認定こども園が実施する時間外(延長)保育事業において確保する		保育所、認定こども園が実施する時間外(延長)保育事業において確保する			

令和6年度実施施設名(人数)

①柴山(0) ②みなの(10) ③青葉(3)

①宝樹(4)

①小代(0)

※ 認定区分ごとの最大利用時間を超えて保育が必要な子どもに対する時間外(延長)保育事業

(8) 放課後児童健全育成事業

年度		令和6年度(計画数値)	令和6年度(実績数値)	
量の 見込み	小学1年生	47 人	43 人	令和6年度実施クラブ名
	うち香住区	35 人	36 人	スマイルかすみ
	うち村岡区・小代区	12 人	7 人	スマイルおくさづ(休所)
	小学2年生	42 人	45 人	スマイルさづ
	うち香住区	29 人	32 人	スマイルしばやま
	うち村岡区・小代区	13 人	13 人	スマイルながい
	小学3年生	36 人	37 人	スマイルあまるべ
	うち香住区	26 人	25 人	ふれあいむらおか
	うち村岡区・小代区	10 人	12 人	ふれあいうづか
	小学4年生	23 人	21 人	ふれあいいそう
	うち香住区	12 人	13 人	かがやきおじろ
	うち村岡区・小代区	11 人	8 人	
	小学5年生	9 人	17 人	令和6年度幼稚園児利用人数
	うち香住区	3 人	7 人	スマイルおくさづ(休所)
	うち村岡区・小代区	6 人	10 人	スマイルさづ(3)
確保 方策	小学6年生	4 人	7 人	スマイルしばやま(8)
	うち香住区	2 人	2 人	スマイルながい(3)
	うち村岡区・小代区	2 人	5 人	スマイルあまるべ(2)
	計	161 人	170 人	ふれあいむらおか(6)
	放課後児童クラブ	161 人	170 人	ふれあいうづか(7)
	箇所数	10 か所	10 か所	ふれあいいそう(0)
	うち香住区	6 か所	6 か所	
具体的 な考え方	うち村岡区・小代区	4 か所	4 か所	
	各小学校区で開設		各小学校区で開設	

※ 香住小学校区以外の幼稚園児については、放課後児童健全育成事業で対応

(8-1) 新・放課後子ども総合プランにかかる記載事項

① 放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室を一体的に実施する目標事業量

年度	令和6年度(計画数値)	令和6年度(実績数値)	令和6年度実施校区名
一体的に実施する目標量	4 か所	2 か所	①余部 ②射添

② 放課後子ども教室の整備計画

年度	令和6年度(計画数値)	令和6年度(実績数値)	令和6年度実施校区名
実施箇所数	7 か所	4 か所	①柴山 ②余部 ③射添 ④小代

③ 新・放課後子ども総合プラン推進に関する具体的な方策

- 放課後児童クラブ担当課と放課後子ども教室担当課が連携するとともに、コーディネーターが事業を調整し、一体的な実施のための共通プログラムを企画・実施します。また、放課後児童クラブの開所時間延長、小学校余裕教室の活用等、総合教育会議等で総合的な放課後対策を検討します。
- 放課後児童クラブ入所時に児童の健康状態などを把握し、特別な配慮の必要な児童については加配するなど、個々の状態に即したクラブでの生活となるよう支援します。
- 放課後児童クラブでは異年齢児童等との交わり等を通して社会性を身につけ、当番制により主体性を養うようななどの運営を計画しており、育成支援の内容について、利用者等に周知していきます。

(9) 妊婦に対する健康診査

☆人数は、当該年度中に検診を受けることが見込まれる妊婦の実人数を記載。

☆妊娠期間の関係で2か年度に渡り検診を受ける場合は、各年度にそれぞれ「1」を計上。

年度		令和6年度（計画数値）	令和6年度（実績数値）
量の見込み	人数	89 人	63 人
	検診回数	798 回	578 回
確保方策	実施場所	公立豊岡病院 公立豊岡病院組合 日高医療センター 公立八鹿病院 鳥取県立中央病院 鳥取産院	公立豊岡病院 公立豊岡病院組合 日高医療センター 公立八鹿病院 鳥取県立中央病院 鳥取産院
	実施体制	15 人	15 人
	検査項目	基本的妊婦健康診査、 血液検査、子宮頸がん検 診、超音波検査等、その他 主治医が認めた検査	基本的妊婦健康診査、 血液検査、子宮頸がん検 診、超音波検査等、その他 主治医が認めた検査
	実施時期	年間	年間

※実施場所＝助成券発行対象

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

☆現行と同様に実施（確保方策は保健師数）

年度		令和6年度（計画数値）	令和6年度（実績数値）
量の見込み		44 人	54 人
確保方策	実施体制	6 人	6 人
	実施機関	香美町	香美町
	委託団体等	—	—

(11) 養育支援訪問事業

☆現行と同様に実施（確保方策は保健師数）

年度		令和6年度（計画数値）	令和6年度（実績数値）
量の見込み		31 人	9 人
確保方策	実施体制	6 人	6 人
	実施機関	香美町	香美町
	委託団体等	香美町社会福祉協議会	香美町社会福祉協議会

令和 6 年度 地域子ども・子育て支援事業について

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

事業区分		香美町事業名	方向性
1	地域子育て支援拠点事業 (子育て・子育て支援センター)	地域子育て支援拠点事業 (子育て・子育て支援センター)	継続
2	利用者支援事業	利用者支援事業 (子育て世代包括支援センター：H28設置) (子ども家庭総合支援拠点：R5設置)	継続
3	一時預かり事業(幼稚園における 在園児を対象とした一時預かり)	幼稚園預かり保育事業 (H27から実施)	継続
4	一時預かり事業(幼稚園在園児以外 の一時預かり)	一時保育事業	継続
5	子育て短期支援事業	子育て短期支援事業 (H30から実施)	継続
6	病児保育事業	病児保育事業 (H30から実施)	継続
7	時間外(延長)保育事業	延長保育事業	継続
8	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	継続
9	妊婦健康診査事業	妊婦健康診査費助成事業	継続
10	乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業	継続
11	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	継続
12	子育て世帯訪問支援事業	子育て世帯訪問支援事業 (R6から実施)	新規
13	実費徴収に係る補足給付事業	実費徴収に係る補足給付事業 (H28から実施)	継続
14	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	未実施(対象施設なし)	—
15	子どもを守る地域ネットワーク 機能強化事業	未実施	—
16	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	未実施	—

1 地域子育て支援拠点事業

○内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。

○対象

乳児又は幼児とその保護者

○費用

無料

○施設（開所時間等） ※祝日、年末年始は休館

- ・香住子育て・子育て支援センター 月～金 9時～16時30分
- ・高井子育て・子育て支援センター 月～金 9時～16時30分
- ・小代子育て・子育て支援センター 月～金 9時～16時30分

■子育て・子育て支援センター利用延人数（人）

施設	R2	R3	R4	R5	R6
香住	3,499	2,914	2,024	1,883	1,590
高井	1,519	1,533	1,462	1,713	1,942
小代	1,414	1,236	1,095	1,459	1,473
計	6,432	5,683	4,581	5,055	5,005

2 利用者支援事業

○内容

一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う。

■子育て世代包括支援センター相談件数（電話相談含む）

R2	R3	R4	R5	R6
255	221	181	323	270

■こども家庭総合支援拠点児童家庭相談件数及び虐待取扱件数（延べ件数）

	R5	R6
新規相談件数	35	11
虐待取扱件数	87	83

3 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

●幼稚園預かり保育事業

○内容

幼稚園において教育時間後や土曜日・長期休業日に、家庭での保育が困難な園児を対象として預かり保育を行う。

○利用料

(1) 利用料：月額 7,000円（所得等により軽減あり）

※ 令和元年10月から、利用日数に応じて利用料を無償化

(2) おやつ代：月額 1,000円

■利用延人数（人）

施設名	R2	R3	R4	R5	R6
香住幼稚園	8,763	7,978	6,602	7,669	6,688

4 一時預かり事業（幼稚園在園児以外の一時預かり）

●一時保育事業

○内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所等で一時的に預かりを行う。

○利用料

・一日3,000円（町民外4,000円）

・半日（給食有り）2,000円（町民外2,600円）

・半日（給食無し）1,500円（町民外2,000円）

■一時保育利用状況（人）

施設名	R2	R3	R4	R5	R6
柴山保育所	5	1	0	11	7
みなと保育園	4	0	3	6	1
青葉保育園	13	5	5	2	12
宝樹保育園	6	0	6	5	6
小代認定こども園	0	1	0	1	0
計	28	7	14	25	26

5 子育て短期支援事業

○内容

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う。

《短期入所生活援助（ショートステイ）事業》

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難になった場合、又は育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等において一時的に養育・保護を行う。（原則として7日以内）

■児童養護施設等利用状況（人）

施設名		R2	R3	R4	R5	R6
若草寮	実人数（人）	0	0	0	0	2
	延べ人数（人）	0	0	0	0	6

《夜間養護等（トワイライトステイ）事業》※未実施

保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う。

6 病児保育事業

○内容

保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合がある。こうした保育需要に対応するため、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応を行う。

《病児対応型》

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院等に付設された専用スペース等で一時的に保育する事業

※令和2年度から対象者の上限を「就学前まで」から「小学6年生まで」に拡充

《病後児対応型》（※未実施）

児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を保育所等に付設された専用スペース等で一時的に保育する事業

《体調不良児対応型》

児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所等における緊急的な対応を図る事業

《非施設型（訪問型）》（※未実施）

児童が「回復期に至らない場合」又は、「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童の自宅において一時的に保育する事業

■病児保育利用状況（人）

◎病児対応型

施設名	R2	R3	R4	R5	R6
病児保育室「おひさま」	4	4	9	11	13

※対象者・・・H30～R1：1歳～就学前 R2～：1歳～小学6年生

◎体調不良児対応型

施設名	R2	R3	R4	R5	R6
みなと保育園	11	22	41	51	28
青葉保育園	4	20	10	25	13

7 時間外（延長）保育事業

○内容

就労形態の多様化等に伴い、やむを得ない理由により、保育時間の延長を必要と認めた園児を対象に行う。

（保育標準時間認定：11時間の開所時間を超えての保育を行う事業）

（保育短時間認定：8時間の開所時間を超えての保育を行う事業）

【延長（時間外）保育時間】

- ・香住・村岡区内保育所 7時～8時 16時～19時
- ・小代認定こども園 7時30分～8時 16時～18時

■延長（時間外）保育利用児童数（保育標準時間認定、4月当初人数）

施設名	R2	R3	R4	R5	R6
柴山保育所	1	0	1	1	0
みなと保育園	14	11	10	10	10
青葉保育園	7	6	4	2	3
福岡保育所（H30宝樹に統合）					
宝樹保育園	5	4	4	4	4
どんぐり保育園（H30宝樹に統合）					
小代認定こども園	0	0	0	0	0
計	27	21	19	17	17

8 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

○内容

近年における女性の就業割合の高まりや核家族化の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援する。

○入所対象

- (1) 保護者等が労働等により昼間家庭にいない幼稚園又は小学校に在籍する児童
- (2) 保護者が疾病等の理由により、家庭内での健全育成が困難な幼稚園又は小学校に在籍する児童
- (3) 障害のある幼稚園、小学校又は中学校に在籍する児童で、上記(1)(2)に掲げる家庭環境にあり、教育委員会が特に必要と認めた者

○開所

- (1) 開設日 月曜日から土曜日。ただし、国民の祝日、8月13日～15日、12月29日～翌年1月3日は除く。
- (2) 開設時間 ①平日 小学校・幼稚園の終業時間～午後6時 ②土曜・学校休業日、長期休業日 午前7時30分～午後6時

○利用料

- (1) 負担金 : 月額 7,000円（低所得世帯の全額又は半額免除、第3子以降利用者の軽減あり）
- (2) おやつ代 : 月額 1,000円
- (3) 保険料 : 月額 150円

■放課後児童クラブ月平均利用者数（人） ※幼稚園児を除く

施設名	開所年月日	R2	R3	R4	R5	R6
スマイルかすみ	H20.4.7	74	76	81	84	82
スマイルおくさづ	H30.4.1	7	3	2	0	0
スマイルさづ	H30.4.1	10	10	9	13	10
スマイルしばやま	H28.4.1	13	7	9	9	8
スマイルながい	H27.4.1	10	9	8	6	11
スマイルあまるべ	H30.4.1	5	4	3	6	4
ふれあいむらおか	H11.7.1	34	26	27	27	24
ふれあいうづか	H11.7.1	17	14	14	15	9
ふれあいいそう	H27.4.1	21	14	11	11	10
かがやきおじろ	H27.4.1	8	11	12	13	12
計		199	174	176	184	170

9 妊婦健康診査事業

○内容

妊婦が健やかな妊産期を過ごし、安心して出産を迎えられるよう、助成券または償還払いにより妊婦健康診査の公費助成を行い、妊婦の経済的負担の軽減を図る。

(公費助成回数に制限はないが、助成金額は上限10万円)

実績	R2	R3	R4	R5	R6
件数	96	97	92	73	63
金額(千円)	4,560	4,734	4,954	3,905	3,756

10 乳児家庭全戸訪問事業

○内容

乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供や乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、相談に応じ、助言その他の援助を行う。

	R2	R3	R4	R5	R6
乳児家庭全戸訪問数(人)	49	62	68	52	54

11 養育支援訪問事業

○内容

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

■養育支援訪問利用者数

	R2	R3	R4	R5	R6
実人数(人)	55	60	17	7	9
延べ人数(人)				16	31

12 子育て世帯訪問支援事業(産前産後ヘルパー派遣事業)

○内容

家事や子育て等に不安や負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家事や子育て等の支援を実施することによって、家庭や育児環境を整えることが目的の事業であり、この中で、産前産後ヘルパー派遣事業のみを実施している。

■産前産後ヘルパー利用者数

	R6
実人数（人）	1
延べ人数（人）	11

13 実費徴収に係る補足給付事業

○内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用を助成する。

■実費徴収に係る補足給付件数（給付に係る対象児童数）

R2	R3	R4	R5	R6
3	3	4	2	0

14 多様な事業者の参入を促進する事業（※未実施：対象施設なし）

○内容

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園に対して、必要な費用の一部を補助する。

15 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（※未実施）

○内容

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する。

16 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポートセンター事業）（※未実施）

○内容

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。